

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

令和元年（2019年）

目 次

議案第 5 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 6 号	市道路線の認定について……………	12
議案第 7 号	物件供給契約の締結について……………	15
議案第 8 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 額の決定について……………	20
議案第 9 号	施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	21
議案第 10 号	公園管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	22
議案第 11 号	鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について……………	23
議案第 12 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	39
議案第 13 号	鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	44
議案第 14 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れ る特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の 制定について……………	46
議案第 15 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
議案第 16 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	50
議案第 17 号	鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
議案第 18 号	鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める条例の一部 を改正する条例の制定について……………	54
議案第 19 号	鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	56
議案第 20 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	58
議案第 21 号	鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例の制定について……………	60
議案第 22 号	令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）……………	65

議案第 5 号

市道路線の廃止について

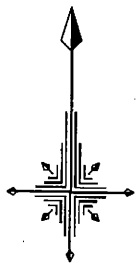
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

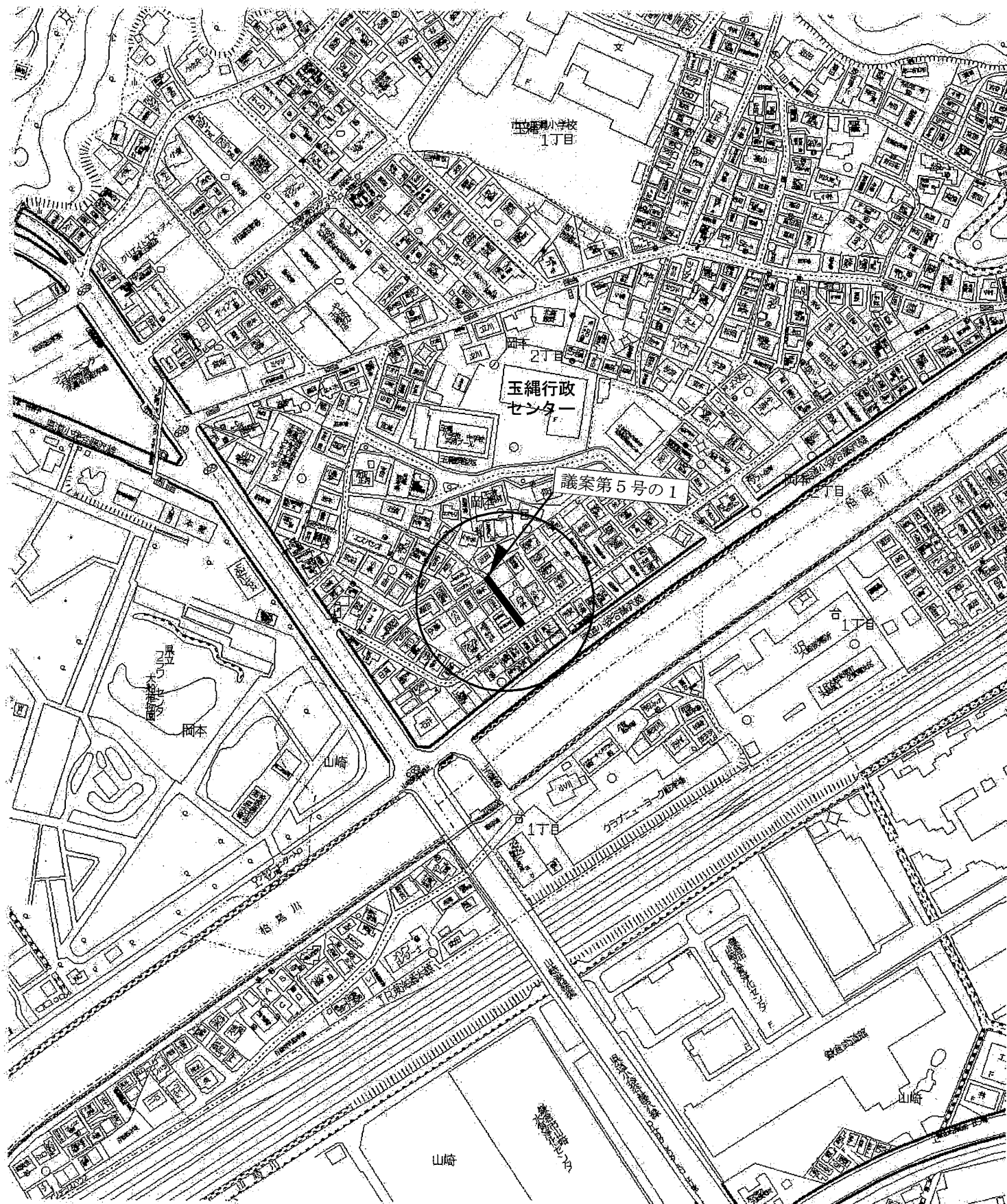
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	岡 本 二 丁目	994番3	岡 本 二 丁目	999番7	2.98～ 4.00	34.91	139.64	1
2	岡 本 二 丁目	782番1	岡 本 二 丁目	987番12	1.82～ 2.95	63.26	128.52	2
3	山 崎 字 宮 廻	758番	山 崎 字 宮 廻	760番	2.75～ 2.96	14.26	39.71	3

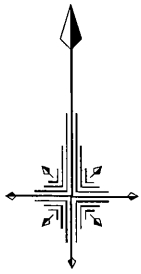


凡例 廃止箇所

案内図

図面番号 1





公図写

図面番号 1



終点・岡本二丁目999番7

議案第5号の1

市道209-022号線

起点・岡本二丁目994番3



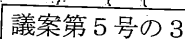
図面番号 2

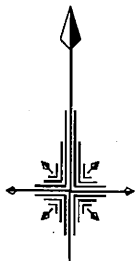






図面番号 3





公図写

図面番号 3



議案第 6 号

市道路線の認定について

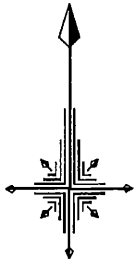
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

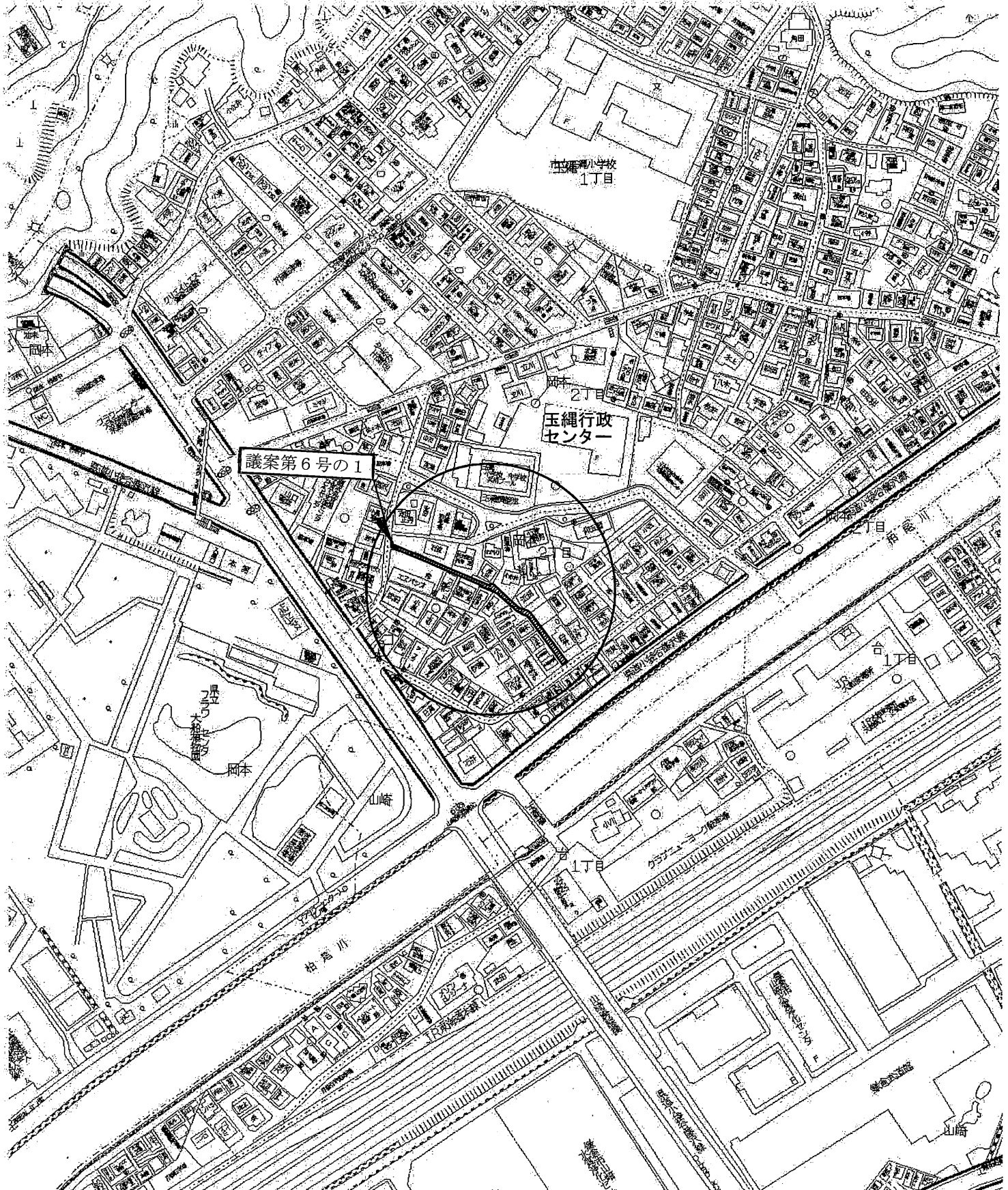
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	岡 本 二 丁 目	994番3	岡 本 二 丁 目	782番1	1.82～ 4.01	123.79	370.97	1



凡例  認定箇所

案内図

図面番号 1





議案第 7 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車の購入について、随意契約の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 物 件 名 | 高規格救急自動車（浄明寺） |
| 2 | 契 約 数 量 | 1 台 |
| 3 | 契 約 金 額 | 18,900,000円 |
| 4 | 供給契約者 | 横浜市神奈川区栄町7番地1
神奈川トヨタ自動車株式会社
直販部部長 鈴 木 穰 |

「参 考」

印 紙

物 件 供 給 仮 契 約 書

物件	名 称	形 状 寸 法	単位	数量	単 価		金 額(税抜)															
	高規格救急自動車 (浄明寺)	別紙仕様書の とおり	台	1			17,500,000 円															
契 約 金 額		<table><tr><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>百万</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>千</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table> (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、1,400,000 円)										¥	1	百万	8	9	0	0	千	0	0	円
	¥	1	百万	8	9	0	0	千	0	0	円											
納 入 期 限		令和元年(2019 年) 9 月 30 日(月)																				
契 約 保 証 金		契約金額の 1 0 0 分の ☐ 現 金 ☒ 免 除 契約規則第 5 条第 1 項第 3 号該当 円 ☐ 有価証券																				
納 入 場 所		鎌倉市消防本部警防救急課 (鎌倉市大船三丁目 5 番 10 号)																				
かし担保責任期間		発注者に引き渡した日から起算して 1 年間																				

鎌倉市 (以下「発注者」という。)と神奈川トヨタ自動車㈱ (以下「受注者」という。)とは、次の条項により、仮契約を締結し、本契約の締結に関して、議会の議決を経たうえで本契約を締結する。

(目的)

第 1 条 発注者は、高規格救急自動車(浄明寺)の物件供給を受注者に依頼し、受注者はこれを納入する。

2 本契約は、物件供給を完成させ、高規格救急自動車(浄明寺)の納入を目的とする物件供給契約とする。

(物件供給内容)

第 2 条 物件供給の内容詳細は本仮契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

(著作権の帰属)

第 3 条 本契約による成果物の著作権は、発注者に帰属する。

(契約金の支払)

第 4 条 受注者は、物件供給完了後、速やかに請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、第 1 項の請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から 30 日以内に契約金を支払うものとする。

(法令遵守等)

第 5 条 受注者は、物件供給の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則(昭和 39 年 6 月規則第 20 号。以下これらを「法令等」という。)を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の物件供給の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(監督、検査等)

第6条 発注者は、納入期限までの間について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は物件供給を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(履行遅滞の損害金等)

第7条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

- (1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が物件供給を着手しなかったとき。
- (2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に物件供給が完了しなかったとき。

2 発注者は、受注者の責めに帰する事由により、本契約又は鎌倉市契約規則の定めるところにより本契約を解除したときは、受注者に別に定める額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(危険負担)

第8条 物件供給において使用する機材等について生じた損害その他物件供給の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(かし担保責任)

第9条 発注者は、物件供給完了した目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求するものとし、受注者はこれに応じなければならない。

2 前項のかし担保の期間は、物件供給完了の日から起算して1年間とする。ただし、かしの原因が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保の期間は、業務完了の日から起算して10年間とする。

(一括再委託の禁止等)

第10条 受注者は、物件供給の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、物件供給の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(協議の申出)

第11条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

(契約の変更)

第12条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被った者に対し賠償をしなければならない。

- (1) 物件供給の実施に関して受注者が発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。
- (2) 法定解除又は次条の定めるところにより本契約が解除された場合において受注者が発注者に損害を与えたとき。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反したとき。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため、契約金額が原契約の3分の1以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。

(3) 発注者が本契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 16 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員(物件供給を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 4 号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 17 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(完了検査等)

第 18 条 受注者は、物件供給が完了したときは、速やかに検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(業務に関する情報等の保護)

第 19 条 受注者は、物件供給の内容、物件供給に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(協議事項)

第 20 条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 21 条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和元年(2019 年) 5 月 23 日

発注者	住所	鎌倉市御成町 18 番 10 号
	氏名	鎌倉市
		市長 松尾 崇 印

受注者	住所	横浜市神奈川区栄町 7 番地 1
	氏名	神奈川トヨタ自動車株式会社
		直販部 部長 鈴木 穰 印

議案第 8 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成30年（2018年）9月30日、敷地内
で発生した市有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のと
おり定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 233,928円

2 損害賠償の相手方




議案第 9 号

施設管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成31年（2019年）1月14日、鎌倉市台二丁目8番1号の台在宅福祉センター施設内で発生した施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 832,582円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市腰越一丁目2番1号
社会福祉法人 聖テレジア会
理事長 澤 宏 紀 |

議案第 10 号

公園管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成30年（2018年）10月1日、[REDACTED]で発生
した公園管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 596,910円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 11 号

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の制定について

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次の
ように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものであ
る。

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給料の基準)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1及び別表第2に掲げる給料表によるものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、鎌倉市職員定数条例（昭和24年8月条例第56号）第1条に規定する職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額304,200円以下の範囲内において規則で定める。

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとの職務の複雑、困難の程度及び職務経験に基づき規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

(給料の支給等)

第5条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第6条の2及び第10条の2から第12条まで（第10条の3を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当)

第6条 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤

務時間を超えてした勤務について100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第3条第5項の規定によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、勤務時間条例第6条の3の規定により勤務を要しない日において特に勤務することを命ぜられて割り振られた勤務時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第5条及び第6条の3の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間のうち、勤務時間条例第6条の3の規定により勤務を要しない日において特に勤務することを命ぜられて割り振られた勤務時間とを合計した時間が1箇月において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間にフルタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項の規定によ

る勤務にあつては100分の50から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(フルタイム会計年度任用職員の休日給等)

第7条 給与条例第14条から第15条の2までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第14条第2項及び第15条中「第16条」とあるのは「鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条の規定により読み替えて準用する第16条」と、同条例第14条第3項中「前2項及び第16条の4第1項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第8条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第7条及び第13条から第15条まで」とあるのは、「鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条、同条例第7条の規定により読み替えて準用する第14条及び第15条並びに同条例第9条の規定により読み替えて準用する第7条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第9条 給与条例第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第16条」とあるのは、「鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条の規定により読み替えて準用する第16条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第10条 給与条例第16条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「第13条、第14条第2項及び第15条」とあるのは、「鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条並びに同条例第7条の規定により読み替えて準用する第14条第2項及び第15条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、勤勉手当に関する規定を除き、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計（任命権者を同じくするものに限る。次項及び第19条において同じ。）が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任

期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第12条 時間によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を、勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 日によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、前項の規定の例により計算して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

- 3 月によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、第1項の規定の例により計算して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1箇月当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

- 4 年によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、第1項の規定の例により計算して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1年当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

- 5 第1項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、職種ごとの職務の複雑、困難の程度及び職務経験に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定めるところにより、鎌倉市職員定数条例第1条に規定する職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

- (1) 第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員 最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金額（以下この項において「地域別最低賃金額」という。）以上1,830円以下
- (2) 第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員 地域別最低賃金額に

当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額以上40,000円以下

(3) 第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員 地域別最低賃金額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1月当たりの勤務時間を乗じて得た額以上330,000円以下

(4) 第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員 地域別最低賃金額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1年当たりの勤務時間を乗じて得た額以上30,000円以下

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第13条 鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年3月条例第10号。

以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する特殊勤務手当の支給対象となる業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を前条に規定する報酬に加算して支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る報酬)

第14条 勤務時間条例第3条第4項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした勤務について100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、勤務を要しない日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に

100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第5条及び第6条の3の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間のうち勤務時間条例第6条の3の規定により勤務を要しない日において特に勤務することを命ぜられて割り振られた勤務時間とを合計した時間が1箇月において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

- 第15条 勤務時間条例第5条の2に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

- 第16条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として、第12条に規定する報酬に加算して支給する。

（パートタイム会計年度任用職員に対する支給率の加算）

- 第17条 規則で定める日に勤務を命ぜられた場合の前3条の規定の適用については、超過勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬又は夜間勤務に係る報酬の支給率に100分の25を加算することができる。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第18条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める基準により宿日直勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項の勤務は、第14条から第16条までの勤務には含まれないものとする。
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第19条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、勤勉手当に関する規定を除き、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないもの又は特別の事情があるものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれの支給基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この条並びに附則第7項第3号及び第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその支給基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第20条 報酬は、月の初日からその月の末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日又は時間により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月又は年により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対して

は、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第21条 第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第12条第1項の規定により計算して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第12条第6項に規定する額を、日により報酬が定められている者にあつては当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額、月により報酬が定められている者にあつては当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1箇月当たりの勤務時間で除して得た額、年により報酬が定められている者にあつては当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1年当たりの勤務時間で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第22条 給与条例第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与の額」とあるのは「鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第23条 給与条例第11条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「通勤手当」とあるのは「通勤に係る費用弁償」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により通勤に係る費用弁償を支給することとされたパートタイム会計年度任用職員のうち、月18日又はこれに相当する日数以上勤務する者の通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第11条第2項各号及び第11条の2の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「通勤手当」とあるのは「通勤に係る費用弁償」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により通勤に係る費用弁償を支給することとされたパートタ

イム会計年度任用職員のうち、前項の規定に該当しない者の通勤に係る費用弁償の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定める期間につき、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第11条第1項第1号に掲げる職員 運賃等（同号に規定する運賃等をいう。以下同じ。）、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した1日の運賃等に、当該月に通勤した回数を乗じて得た額
- (2) 給与条例第11条第1項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める日額に当該月に通勤した回数を乗じて得た額

区分	日額
自転車等（給与条例第11条第1項第2号に規定する自転車等をいう。）の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である者	100円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者	210円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者	350円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者	500円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者	640円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者	790円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者	930円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者	1,080円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者	1,220円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者	1,310円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者	1,400円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者	1,490円
使用距離が片道60キロメートル以上である者	1,580円

(3) 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員 運賃等及び使用距離の区分に応じ、前2号に定める額の合計額

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときの旅費は、鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号）別表第1の2号の者に支給する額により、同条例を準用してその費用を弁償する。

(給与、報酬等の端数処理)

第25条 第6条及び第7条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額、第8条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額、第11条及び第19条の規定により支給する期末手当の額、第12条に規定する報酬の額、第14条から第16条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額並びに第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(会計年度任用職員が死亡した場合の給与等)

第26条 給与条例第5条、第18条の2及び第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第5条及び第18条の2中「給与」とあるのは「給与及び費用弁償」と読み替えるものとする。

(委任)

第27条 前各条に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

号級	職種	一般職1 (定例的又は補助的な事務に従事する事務職員又は技術職員)	一般職2 (知識経験を必要とする事務に従事する事務職員又は技術職員)
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	144,100	194,000
	2	145,200	195,800
	3	146,400	197,600
	4	147,500	199,400
	5	148,600	200,900
	6	149,700	202,700
	7	150,800	204,500
	8	151,900	206,300
	9	153,000	207,900
	10	154,400	209,700
	11	155,700	211,500
	12	157,000	213,300
	13	158,300	214,700
	14	159,800	216,500
	15	161,300	218,200
	16	162,900	220,000
	17	164,200	221,700
	18	165,700	223,400
	19	167,200	225,000
	20	168,700	226,600
	21	170,100	228,000
	22	172,800	229,700
	23	175,400	231,300
	24	178,000	232,900
	25	180,700	234,000
	26	182,400	235,500
	27	184,100	236,900
	28	185,800	238,200
	29	187,300	239,500
	30	189,000	240,700
	31	190,800	241,700
	32	192,400	242,900
	33	194,000	244,200
	34	195,400	245,300
	35	196,900	246,500
	36	198,400	247,800
	37	199,700	248,700
	38	201,000	250,100
	39	202,200	251,500
	40	203,500	252,900
	41	204,800	254,300
	42	206,100	255,700

43	207, 400	257, 100
44	208, 700	258, 400
45	209, 800	259, 600
46	211, 100	260, 900
47	212, 400	262, 300
48	213, 700	263, 600
49	214, 800	264, 700
50	215, 900	265, 800
51	216, 900	267, 100
52	218, 000	268, 400
53	219, 100	269, 400
54	220, 100	270, 500
55	221, 000	271, 800
56	222, 000	273, 100
57	222, 400	274, 000
58	223, 300	275, 000
59	224, 100	275, 900
60	224, 900	277, 000
61	225, 600	278, 100
62	226, 600	279, 100
63	227, 400	280, 000
64	228, 300	281, 000
65	229, 000	281, 500
66	229, 800	282, 400
67	230, 700	283, 100
68	231, 700	284, 000
69	232, 400	285, 000
70	233, 100	285, 800
71	233, 700	286, 600
72	234, 500	287, 400
73	235, 300	288, 200
74	236, 000	288, 700
75	236, 700	289, 100
76	237, 300	289, 600
77	238, 000	289, 800
78	238, 800	290, 100
79	239, 600	290, 300
80	240, 300	290, 700
81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700

94	294,900
95	295,200
96	295,600
97	295,800
98	296,100
99	296,500
100	296,900
101	297,100
102	297,400
103	297,800
104	298,100
105	298,300
106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600
124	303,900
125	304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム
会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条）

号級	職種 技能労務職1（業務に従事する職員）	技能労務職2（技能経験を必要とする業務に従事する職員）
	給料月額	給料月額
	円	円
1	138,000	181,900
2	139,000	183,400
3	140,000	184,900
4	141,100	186,300
5	141,900	187,600
6	142,900	189,100
7	143,900	190,500
8	144,900	191,800

9	146,000	193,200
10	147,200	194,200
11	148,400	195,500
12	149,600	196,600
13	150,700	197,800
14	151,900	198,900
15	153,100	200,000
16	154,300	201,100
17	155,500	203,600
18	157,000	204,800
19	158,500	206,200
20	160,000	207,500
21	161,400	208,800
22	162,900	210,200
23	164,400	211,600
24	165,900	213,000
25	167,400	214,300
26	169,200	215,900
27	171,000	217,500
28	172,800	218,900
29	174,600	220,100
30	176,300	221,600
31	178,000	223,100
32	179,700	224,400
33	181,900	225,300
34	183,400	226,000
35	184,900	226,900
36	186,300	227,900
37	187,600	228,800
38	189,100	230,300
39	190,500	231,600
40	191,800	232,700
41	193,200	234,100
42	194,200	235,400
43	195,500	236,700
44	196,600	238,000
45	197,800	238,900
46	198,900	240,100
47	200,000	241,400
48	201,100	242,600
49	202,100	243,700
50	203,200	245,000
51	204,200	246,100
52	205,200	247,300
53	206,100	248,600
54	207,200	249,700
55	208,300	251,000
56	209,300	252,300
57	210,200	253,300
58	211,100	254,600
59	211,800	255,700

60	212,700	257,000
61	213,600	257,800
62	214,800	258,900
63	215,800	260,100
64	216,700	261,100
65	217,300	262,300
66	218,500	263,500
67	219,600	264,700
68	220,800	265,600
69	221,400	266,500
70	222,600	267,600
71	223,800	268,800
72	224,900	270,000
73	225,800	270,800
74	227,000	271,800
75	228,000	272,900
76	229,100	273,900
77	230,200	274,900
78	231,200	276,000
79	232,300	276,800
80	233,300	277,900
81	234,300	278,700
82	235,400	279,500
83	236,500	280,300
84	237,600	281,100
85	238,700	281,700
86	239,700	
87	240,600	
88	241,400	
89	242,300	

備考 この表は、技能労務職のフルタイム会計年度任用職員に適用する。

議案第 12 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい
て

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
い、関係条例の規定の整備を行うものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、地方公務員法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員並びに」に改める。

第13条第3項中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年3月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」の次に「(鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年 月条例第 号）第5条の規定により準用する場合を含む。)」を加える。

別表障害児訓練業務手当の項中「及び言語聴覚士」を「、言語聴覚士及び心理士」に改める。

(旅費支給条例の一部改正)

第3条 鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第5条」の次に「(鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年 月条例第 号）第26条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第17条中「上級の」を「1号の」に、「第6条第1項」を「第6条」に、「昭和32年5月」を「昭和32年4月」に改める。

別表第1の2号の項中「8級以下の職務にある者」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年9月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「範囲」の次に「(法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、当該会計年度任用職員の任期を超えない範囲)」を加え、同条第2項中「場合」の次に「(会計年度任用職

員にあつては、当該会計年度任用職員の任期に満たない場合)」を、「範囲」の次に「(会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員の任期を超えない範囲)」を加え、同条第7項中「休職者」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 鎌倉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年9月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額)」を加える。

(職員の任用に関する条例の一部改正)

第6条 鎌倉市職員の任用に関する条例(昭和31年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和31年6月条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和25年法律第261号)」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条第2項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、「短時間勤務職員」の次に「及びパートタイム会計年度任用職員」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が別に定める。

第5条第1項中「短時間勤務職員」の次に「及びパートタイム会計年度任用職員」を加える。

第6条の2第1項中「の規定により超過勤務手当」を「又は鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年 月条例第 号)第6条第3項の規定による超過勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、同条例第14条第3項の規定による超過勤務に係る報酬。以下この項において同じ。)」に、「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

第6条の3第1項中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」の次に「又はパートタイム会計年度任用職員」を加える。

第7条に次の1項を加える。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する職員の有給休暇及び無給休暇については、別に任命権者が定める。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年4月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第2条第13号中「職員」を「特別職職員」に改める。

(消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第10条 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「報酬」を「給与(給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当をいう。)又は報酬」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年9月条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第12条 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第2条の3第2号中「定めるもの」の次に「又は同条第5項に規定する休暇であって規則で定めるもの」を加える。

第7条第1項中「給与条例」を「職員給与条例」に改め、「第17条第1項」の次に「並びに鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令

和 年 月 条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。) 第11条第1項及び第19条第1項の規定により準用する職員給与条例第17条第1項」を加え、同条第2項中「給与条例」を「職員給与条例」に改め、「ある職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条第1項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、同条第2項中「又は同条第3項に規定する介護時間」を「若しくは同条第3項に規定する介護時間又は同条第5項に規定する休暇のうち規則で定めるもの」に改める。

第10条中「給与条例」を「職員給与条例」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第9条又は同条例第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第13条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第22条第1項」を「(昭和25年法律第261号)第22条」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 鎌倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年7月条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(臨時職員の給与に関する条例及び準職員に関する条例の廃止)

第15条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鎌倉市臨時職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)
- (2) 鎌倉市準職員に関する条例(昭和35年10月条例第18号)

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 13 号

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

子の看護休暇、短期介護休暇制度を導入するに当たり、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の特別休暇のうち、別に任命権者が定めるものにあつては、無給休暇とする。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第 14 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人に指定されている法人の主たる事務所の所在地を改め
るものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項中「横浜市港北区新横浜一丁目16番地2」を「横浜市港北区錦が丘15番11号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

子どもの家の利用定員に必要な面積を確保するため、鎌倉市植木子ども会館を閉館するものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉市植木子ども会館の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 16 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

放課後子ども総合プランに基づき、新たに開設する放課後子ども
ひろばの名称及び位置を定めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

名称	位置
放課後子どもひろば にかいどう	鎌倉市二階堂912番地1
放課後子どもひろば だいいち	同 由比ガ浜二丁目9番13号
放課後子どもひろば おなり	同 御成町18番10号
放課後子どもひろば しちりがはま	同 七里ガ浜東五丁目3番3号
放課後子どもひろば こしごえ	同 腰越五丁目2番10号
放課後子どもひろば にしかまくら	同 津1069番地
放課後子どもひろば ふかさわ	同 梶原一丁目11番1号
放課後子どもひろば ふじづか	同 寺分418番地10
放課後子どもひろば やまさき	同 山崎2456番地1
放課後子どもひろば おおふな	同 大船二丁目10番3号
放課後子どもひろば おさか	同 大船2135番地
放課後子どもひろば いまいずみ	同 今泉二丁目13番1号
放課後子どもひろば うえき	同 植木1番地
放課後子どもひろば うえき分室	同 植木66番地6
放課後子どもひろば せきや	同 関谷468番地1

付 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

議案第 17 号

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格要件を改めるものである。

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長」を加え、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、
案内標識の番号を改めるものである。

鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める条例の一部を
改正する条例

鎌倉市道に設ける道路標識に関する寸法等を定める条例（平成24年12月条例
第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「															
<table><tr><td>116の 3</td></tr><tr><td>117—A</td></tr><tr><td>117の 2—A</td></tr><tr><td>118の 3—A</td></tr><tr><td>118の 3—B</td></tr><tr><td>118の 4—A</td></tr><tr><td>118の 4—B</td></tr></table>	116の 3	117—A	117の 2—A	118の 3—A	118の 3—B	118の 4—A	118の 4—B		<table><tr><td>116の 5</td></tr><tr><td>117—A</td></tr><tr><td>117の 3—A</td></tr><tr><td>118の 4—A</td></tr><tr><td>118の 4—B</td></tr><tr><td>118の 5—A</td></tr><tr><td>118の 5—B</td></tr></table>	116の 5	117—A	117の 3—A	118の 4—A	118の 4—B	118の 5—A	118の 5—B	
116の 3																	
117—A																	
117の 2—A																	
118の 3—A																	
118の 3—B																	
118の 4—A																	
118の 4—B																	
116の 5																	
117—A																	
117の 3—A																	
118の 4—A																	
118の 4—B																	
118の 5—A																	
118の 5—B																	
」	を	」	に改め、同表備考 3 中「118														

の3—A・B」を「118の4—A・B」に、「118の4—A・B」を「118の5—
A・B」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

大平山地区地区計画の区域を拡大し、名称を大平山丸山地区地区計画に改める都市計画変更を行なったことから、条例に規定する名称を改めるものである。

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年12月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大平山地区地区整備計画区域」を「大平山丸山地区地区整備計画区域」に、「大平山地区地区計画」を「大平山丸山地区地区計画」に改める。

別表第2中「大平山地区地区整備計画区域」を「大平山丸山地区地区整備計画区域」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

鎌倉市火災予防条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

不正競争防止法の一部改正に伴い、規格の名称を改め、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項を追加するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の規制に関する事務の手数料を改定するものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

別表第4の2危険物の規制に関する事務の表第2項第2号中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は令和元年7月1日から、別表第4の改正規定は同年10月1日から施行する。

議案第 21 号

鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

消費税法の改正に伴い、指定管理者が管理する一部施設の利用料金の上限額を改めるものである。

鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例

(スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 鎌倉市スポーツ施設条例（昭和31年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,050円」を「2,090円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,230円」を「1,250円」に改める。

(都市公園条例の一部改正)

第2条 鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「300円」を「310円」に、「920円」を「940円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

(文学館条例の一部改正)

第3条 鎌倉市文学館条例（昭和60年7月条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「15,420円」を「15,710円」に、「300円」を「310円」に、「210円」を「220円」に、「510円」を「520円」に、「250円」を「260円」に改める。

(芸術館条例の一部改正)

第4条 鎌倉市芸術館条例（平成5年3月条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号中

「

円	円	円	円
38,470	67,890	87,120	193,480
52,050	91,650	118,800	262,500
15,840	27,150	33,940	76,930
21,500	36,210	47,520	105,230

」

を

「

円	円	円	円
39,180	69,140	88,730	197,060
53,010	93,340	121,000	267,360
16,130	27,650	34,560	78,350
21,890	36,880	48,400	107,170

」

に改め、

同表第2項第1号中「19,230円」を「19,580円」に、「12,450」を「12,680」に、「9,050」を「9,210」に、「2,490」を「2,530」に改め、同表第3項第1号中

「

円	円	円	円
460	910	1,130	2,500
460	910	1,130	2,500
680	1,250	1,700	3,630
1,020	1,810	2,260	5,090
1,360	2,380	3,050	6,790
330	570	800	1,700
460	680	910	2,050
460	910	1,130	2,500
570	1,020	1,360	2,950
1,020	1,700	2,150	4,870
1,250	2,150	2,830	6,230
330	570	800	1,700
220	460	680	1,360

を

「

円	円	円	円
460	920	1,150	2,540
460	920	1,150	2,540
690	1,270	1,730	3,690
1,030	1,840	2,300	5,180
1,380	2,420	3,100	6,910
330	580	810	1,730
460	690	920	2,080
460	920	1,150	2,540
580	1,030	1,380	3,000
1,030	1,730	2,180	4,960
1,270	2,180	2,880	6,340
330	580	810	1,730
220	460	690	1,380

に改め、

同表第4項第1号中

「

円	円	円	円
4,530	6,220	7,350	18,100
1,130	1,700	2,830	5,660
910	1,130	1,360	3,400
1,130	1,700	1,700	4,530
7,920	9,050	11,310	28,280
3,390	4,530	5,660	13,580
2,260	2,830	2,830	7,920
2,830	3,390	3,960	10,180

を

円	円	円	円	
4,610	6,330	7,480	18,430	
1,150	1,730	2,880	5,760	
920	1,150	1,380	3,460	
1,150	1,730	1,730	4,610	に改め、
8,060	9,210	11,510	28,800	
3,450	4,610	5,760	13,830	
2,300	2,880	2,880	8,060	
2,880	3,450	4,030	10,360	」

同表第 6 項中「800円」を「810円」に改める。

(川喜多映画記念館条例の一部改正)

第 5 条 鎌倉市川喜多映画記念館条例（平成21年 6 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,280円」を「10,470円」に、「510円」を「520円」に、「250円」を「260円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

(自転車等駐車場条例の一部改正)

第 6 条 鎌倉市自転車等駐車場条例（平成23年10月条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

円	円		円	円	
2,160	3,240		2,200	3,300	
6,370	9,560		6,490	9,740	
12,540	18,820		12,780	19,170	
150	150	を	150	150	に改める。
3,750	5,650		3,820	5,760	
11,100	16,660		11,310	16,970	
21,800	32,700		22,200	33,310	
250	250		260	260	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の鎌倉市スポーツ施設条例別表第 1 の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の鎌倉市都市公園条例別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の鎌倉市文学館条例別表の規定は、施行日以後の利用又は観覧に係る料金について適用し、施行日前の利用又は観覧に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の鎌倉市芸術館条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の鎌倉市川喜多映画記念館条例別表の規定は、施行日以後の利用又は観覧に係る料金について適用し、施行日前の利用又は観覧に係る料金については、なお従前の例による。
- 7 第6条の規定による改正後の鎌倉市自転車等駐車場条例別表（以下「改正後の別表」という。）の規定は、施行日以後に支払われる料金（改正後の別表に規定する定期利用にあつては、施行日以後の利用に係る料金に限る。）について適用し、施行日前に支払われる料金については、なお従前の例による。

議案第 22 号

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第2号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,237,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,652,373千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年（2019年）6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,771,364	429,538	8,200,902
	10 国庫補助金	1,527,069	429,538	1,956,607
75	繰入金	3,038,885	96,014	3,134,899
	5 基金繰入金	3,036,885	96,014	3,132,899
85	諸収入	1,173,066	643,233	1,816,299
	25 雑入	505,697	643,233	1,148,930
90	市債	2,498,200	68,400	2,566,600
	5 市債	2,498,200	68,400	2,566,600
歳 入 合 計		61,415,188	1,237,185	62,652,373

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,169,521	15,826	8,185,347
	5 総務管理費	6,648,523	15,826	6,664,349
15	民生費	24,909,322	266,079	25,175,401
	5 社会福祉費	12,284,312	833	12,285,145
	10 児童福祉費	10,402,111	265,246	10,667,357
20	衛生費	5,725,714	2,335	5,728,049
	5 保健衛生費	1,763,630	2,335	1,765,965
35	商工費	725,413	856,905	1,582,318
	5 商工費	725,413	856,905	1,582,318
45	土木費	7,546,875	1,200	7,548,075
	20 都市計画費	4,568,056	1,200	4,569,256
55	教育費	6,580,090	94,840	6,674,930
	10 小学校費	1,501,628	94,840	1,596,468
歳 出 合 計		61,415,188	1,237,185	62,652,373

第2表 継続費補正

1 追 加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
55 教育費	10 小学校費	御成小学校旧講堂改修事業	441,320	元	94,840
				2	269,237
				3	77,243

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	千円 767,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 836,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	2,498,200				2,566,600			